

沖浦漁港フィッシャリーナ随時募集要領

1. 募集期間

随時（申込手続きの完了が早かった方から決定します。）

2. 募集箇所

6箇所（No.18、19、21、23、24、33）

3. 申込資格

- ①スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート等を係留する者。
- ②現住所が大崎上島町内にあり、実際に居住している者。
- ③町税及びその他の徴収金に滞納がない者。
- ④小型船舶登録事項通知書内の所有権に関する事項欄に記載された氏名等及び住所が、申込者と同一であること。
- ⑤船舶のサイズは、おおむね 長さ12.19m・幅 2.5m 未満（係船枠内に施設及び設備を損傷することなく係船可能で、施設内に係留する別の利用者の迷惑にならないこと）であること。

4. 提出書類

- ①沖浦漁港フィッシャリーナ使用許可申請書
- ②船舶検査証書（有効期間内である記載のあるもの）の写し
※小型船舶登録事項通知書（複数ページある場合は全ページ）がある場合は、その写し
- ③町税及びその他の徴収金に滞納がないことを証明する書類
（本庁税務課又は各支所住民課窓口係で『滞納なし証明』が必要であると申し出て取得してください。手数料が必要です。）

5. 使用料について

- ①使用料の額は、年額31,680円（消費税含）／箇所（長さ8m未満の場合）とし、利用決定後速やかに一括納入する。なお、年度途中での利用開始のため、使用料年額は月割計算とする。
- ②使用解除（解約・中止）する場合には、使用解除（中止）申請書を提出する。
※使用料納入後は、使用解除した場合でも返金を行わない。

6. その他

これから大崎上島町内に転入予定の方やこれから船舶を購入予定の方、不明な点がある方は、次の問い合わせ先までお問い合わせください。

7. 申込先及び問い合わせ先

大崎上島町役場 建設課管理係

電話：0 8 4 6－6 5－3 1 2 4